

令和7年3月1日～7日



# 春の火災予防運動



イベント

## 住宅用火災警報器は設置していますか？

住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例により**すべての住宅に設置が義務**づけられています。寝室や階段の天井、壁面に住宅用火災警報器を設置して火災が発生した場合の逃げ遅れを防止しましょう。



住宅用火災警報器には寿命があり、取り替えの目安は10年です。  
あなたのご家庭は大丈夫ですか？



お知らせ



第44回石橋地区少年消防クラブ防火標語展 <<春季最優秀作品>>  
確認から始まるいつもの日常 油断から始まる大惨事  
上三川町立本郷中学校 2年 清水 俊助



募集

**住宅防火 いのちを守る 7つのポイント**

政府広報オンラインより引用

- 寝たばこは絶対しない
- ストーブの近くに燃えやすいものを置かない
- こんろに火を点けたままでそばから離れない
- 住宅用火災警報器を設置する
- 寝具やカーテンなどには防火品を使用する
- 住宅用消火器等を設置する
- 日ごろから隣近所との協力体制をつくる



消防・災害メールはこちらから登録

就職

下野市・壬生町・上三川町  
石橋地区消防団連絡協議会  
石橋地区危険物保安協会  
石橋地区女性防火クラブ連絡協議会  
■問い合わせ先  
石橋地区消防組合通信指令課  
☎(53)1119

相談

### 全国一斉情報伝達試験

災害時や武力攻撃時に、国の全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる緊急情報を、確実に皆さまへお伝えするため、全国一斉の情報伝達試験が実施されます。

市の防災情報伝達システムの試験として、市内の屋外拡声器や公共施設・学校施設から一斉放送を行います。

■日時 2月12日(水) 午前11時  
※災害などにより延期となる場合があります。

■放送内容  
「これは、Jアラートのテストです」  
×3回

■問い合わせ先  
安全安心課 ☎(32)8894

### 生活排水を道路側溝に流さないで！

道路側溝は、道路に降った雨水を排水する施設です。未処理の生活排水を側溝に放流しないでください。河川の水質汚濁や、側溝からの悪臭の原因につながります。下水道への接続がお済みでない方は、お早めに企業経営課へご相談ください。

例外的に、下水道や農業集落排水が未整備の地域では、合併処理浄化槽からの排水を一時的に受けるための放流を市で許可していますので、管理保全課にご相談ください。

また、下水道の整備が完了していない地区にお住まいの方で、合併処理浄化槽設置を検討している方は、補助金を受けられる場合がありますので、環境課へご相談ください。

■問い合わせ先  
側溝放流について 管理保全課 ☎(32)8908  
下水道の接続について 企業経営課 ☎(32)8911  
合併処理浄化槽について 環境課 ☎(32)8898